

経営会議の内容

件 名	大和市都市公園条例の一部改正について
所 管 部	環境農政部
日時・場所	平成30年1月23日（火）14：45 ～ 15：00 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、みどり公園課長
提 出 理 由	都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園条例の一部を改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・今後、大和スポーツセンターが公園として条例の対象になることはないか。 （所管部）大和スポーツセンターは都市公園条例上の施設となっていないため、対象外である。 ・ゲートボール場やアスレチックは運動施設に含まれるのか。 （所管部）アスレチックは運動施設には含まれない。ゲートボール場は、一定の基準の満たすと運動施設に含まれるが、本市において、そのようなゲートボール場はない。 ・他の自治体において、国の参酌基準を超えて定める事例はあるか。 （所管部）現時点で確認できている範囲では、兵庫県伊丹市でスポーツセンターを都市公園に位置づけることにあわせて、運動施設率を70%にしている。 ・今後、歩道の拡幅などにより公園面積が減少し、運動施設率が50%を超える事例がでてくるかもしれない。その場合はどう対応するのか。 （所管部）そのような場合には、その対象となる公園に限って、個別に運動施設率を定めていくことになる。
会議結果	案のとおり、進めていく。